

流山市市民参加条例第19回検討委員会会議録

日 時：平成22年11月20日（土）

午後7時から

場 所：市役所 401会議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、片岡委員、金田委員、管原委員、
田口委員、野路委員

欠席委員

3名

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

1名

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、
須郷係長

議 題

（1）意見交換会について・・・最終確認

- ・ 会場のレイアウト
- ・ 役割や流れ
- ・ 資料
- ・ アンケート

（2）指摘の修正について

(意見交換会の会場下見)

(任期延長に伴う委嘱状交付)

(事務局・高橋)

皆さん、こんばんは。ただいまから流山市市民参加条例第19回検討委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

(委員長)

開会に先立ちまして1名の方より傍聴の申し出があり、これを許可いたします。

本日の出席状況ですが、欠席の申し出があるのは、C委員、D委員、I委員の3名です。出席者7名、欠席者3名でありまして、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づき、半数以上の出席がございますので、会議は成立していることを御報告いたします。

本日の予定は明日に控えております意見交換会、会場下見をしてきましたけれども、もう明日ですのでいろんなことの最終確認をきちんとしていきたいと思います。同時に皆さんの役割及び当日の流れについても確認していきたいと思います。明日の意見交換会につきます、Eさんにつくっていただきました資料をもう一度、話し合いそしてアンケートの確認を行いまして、意見交換会については、市民との意見交換会についてはそういうことにしたいと思います。あとは30日の職員の意見交換会、これはDさん、Iさんが担当でいませぬけれども、何か資料か何か出していたりとか検討の材料はありますか。あればそれはあとでそれについても話し合い、そして関谷先生の前回御指導、御指摘いただいたことに修正についての話し合いも行いたいと思います。今日は9時には終わりにしたいというふうに思います。御意見特になければそういうことですすめさせていただきます。

では、最初に明日の市民との意見交換会について、始めたいと思います。それではAさん、お願いします。

(副委員長)

はい、よろしくお願いいたします。明日市民との意見交換会というこ

とで、時間としては10時から12時までの間ということになりますけれども、資料としては前回のときにご審議いただいたアンケートですね。内容を修正したものを今回の資料とさせていただきます。いただいたご意見を基にして、その辺を反映して作成させていただいたということで、この内容ですすめたいと思っておりますけれども、読んでいただいて、どの辺を直したかということですが、もともとその1番2番のところですね、市民参加についてというふうに表現を直したというところ、それから新たに3番目ということで今後機会を得たら市民参加を試みたいと思うかという設問をつくったというところ、それから4番目、5番目というのが前回お渡しした資料の3番、4番なのですが、言葉として市民参加条例骨子検討資料というふうに括弧の中のところを修正させていただいたところ、その他ご自由にのところでは、適宜裏面もご利用くださいということを追加いたしました。それから最後の設問に関しましては、どのようにしてこの意見交換会をお知りになりましたかというところで、選択肢を設けたというところ、こういったところが変更点ということになります。よろしく願いいたします。

役割分担等の資料類は今回添付しておりませんが、前回までの間で打ち合わせをさせていただいた役割分担で、皆さんそういうことをお願いいたします。

それから会場のレイアウトというところでは、先ほど委員で会場の下見を行い、それからテーブルの移動等を大まかに任せてきたというところがございますね。あらかじめ会場内にテーブルで4つの島をつくっておき、参加された皆さまに関してはそのテーブルについての状態で椅子にかけていただくと。前半は市長のメッセージですとか、それから委員長からの御説明等、それから関谷先生からのお話をいただくと、あと骨子資料案の内容について、それから意見交換の課題についての御説明をさせていただきます。そのあと4つのブースでそれぞれ4つの項目ごとに委員がはりつきまして、参加者の皆さんには各テーブルそれぞれ回っていただいて、委員とお話をしつつ御意見等をポストイットに書いていただいて、それをテーブルに広げたり、そのブースのところに貼り付けていくと。最後にまとめといたしますか、コメントといたしますか、そういったところを関谷先生から、それから今後の段取り等も含めてお話いただい

てそれで全体を締めると。そんなような流れになると思います。

取次ぎは私のほうから今お話するのは全体こんなところでよろしいかと思うのですけれども、何かお気づきの点等ございましたら御指摘いただければと思います。よろしく願いいたします。

(委員長)

受付票は。明日見えてくる方の受付票は。

(副委員長)

そうですね、受付票ですね。受付カードみたいな形にさせていただいて作成するというお話がありましたね。はい、すみません、作成していませんでした。須郷さん何かつくっておられますか。

(事務局・須郷)

つくってありますので。前回自治会関連とか、NPOとかいう形で。

(E委員)

質問いいですか。4番の内容の④の全体的な説明は私が報告、概略説明はやりますよね。そのあと⑤の主要項目についての意見交換についてのやり方の説明というのがこれは誰がやるのですか。ここはAさんにやってもらおうということでどうですか。

(副委員長)

意見交換の説明ですね。そうですね。そこは司会がやるということで、私からお話させていただくようにします。

(J委員)

今日のこれから論議する前に、先生の資料をいただいたのだけれども、明日、要は来た人に配る資料、それ通しで私たちも一緒にそれをもって、それから各部会で手持ちでもって、一応論議しておいたものの最終版というものは。というのは全体が例えば行政の市民参加のところDさんが関谷先生から指摘を受けたところで、ここで論議してそれで修正した

とDさん自身はそこで直しましたと話していましたが、直したものはDさんからもらっているのですか。

(事務局)

もらっていません。

(J委員)

もらっていない。では、最終的にどういうふうになっているのかはわからない。そうすると今私が例えば行政の市民参加11月2日版のものを持っているのですけれども、これ以降はないと。これでやると。こっちはわかります、参加者のところ。これで今いったその各テーブルに分かれるときに、これに基づいてさらにブレイクダウンするとか、もう少し細かい話をするときのわれわれの資料みたいなものということで、各部会内で検討してつくってきたものを持ちましょうというような話になっていましたけれども、これ自体が何回か論議して変わってきているわけですが、その最終的なものというのはつくっていないのですか。

(副委員長)

少なくとも私はつくっていないですね。

(J委員)

というのは通しで持っているものが、Cさんがつくっていただいたもので10月15日というのが最終になっているのですよね。それ以降というのは、ないのですよね。通しで作ったものというのは。そこから分かれて、それぞれの部分で修正してきたと。例えばコミュニティのところであればCさんがさらにそのまとめた11月1日が最終だと思って。違いますか。

(E委員)

そうです。

(J 委員)

そうですね。ということは皆つぎはぎで持っているということですよ。これの通しはないと。

(E 委員)

1 1 月 3 日というのがあります。

(G 委員)

3 日に C さんが。

(J 委員)

それはここで配られたものですか。

(E 委員)

そうです。3 ページものです。いずれにしても通しのものはないのですね。

(J 委員)

ないのですね。そこをちょっとやっておかないと、答えというかそれぞれ担当があるからいいとは思うのですけれども、そこを例えば、サポートする時に、違う資料でサポートできるのかなと思ったので、同じものを持っていないてはいけないという気持ちがあったので。

いいです、もう。今細かいのが来ていますので、資料そのものがどこまでの資料でやろうかということだけを確認すれば。

(E 委員)

あんまり細かいほうまでやったとしても、当日は話にはならないのではないですか。

(J 委員)

と思います。念のために一応ね。気持ちだけでももっていないと、もっているものが皆バラバラだと、困るなど。

(E 委員)

あんまり難しそうな質問がでたり、わからないところがあったら、意見として頂戴しておいて、答えていくということでやっていきましょうよ。

(J 委員)

その辺のやりとりが大事だと思っていますので。

(副委員長)

確認される説明の材料に関しては、それぞれ受け持ちのほうでやっていただくという形で。

(J 委員)

わかりました。いいですよ。それ以上、この期に及んでね。

(副委員長)

そういう意味で配布資料ということでは、今須郷さんから配っていただきました黄色い資料が骨子の検討資料です。またアンケートの用紙があります。雑駁にいったらこの2種類しか考え方はないと思うのですがけれども、特に次第とかつくっていないですよ。この2点という考え方でいいですよ。

(兼子コミュニティ課長)

できたら議論を踏まえて、確認できればそのときに次第をつくったほうがわかりやすいかなと思います。

(副委員長)

とりあえずこの2点でよいと私は、今のところは思っているのですがけれども。

(J 委員)

それに関して先生のこれはもちろん、皆さんに配布しますか。

(副委員長)

パワーポイントはどうします。

(J 委員)

これ配るのですか。それとも。

(委員長)

配ってよろしいですね、皆さんに。

(関谷先生)

はい。

(E 委員)

先生の講義というか講演の資料はこれですと、それで検討委員会の資料はこれで。それでアンケート。この3点セットですね。

(副委員長)

そうですね。とりあえずのところは明日のことに関しては、そんな感じなのですが、ほかに何かお気づきの点とかありましたらお願いします。特にシナリオだとかは私はつくっておりませんので、流れにしたがって話す形になると思いますが。

(J 委員)

細かいことですが、冒頭でもって資料の説明をされるわけでしょう。今お配りする資料を確認しますということで。その時に、この黄色いもの、これについては、日付が15日になっているけれども、そのところは最終的な打ち合わせをしたのが15日、本当はこれ明日来る人のために20日付けでつくるのが礼儀なのですよね。明日の人のためにつくったということであれば。

(E 委員)

これは僕も使うから。だからこの書いてあることは11月15日時点のことであると。

(J 委員)

そういうふうに注釈しておかないと、配ったものに対して、15日付けのものを15日に何かやったのかと思われてしまうとあれですから、礼儀としては普通はそのときに来た人に対してつくった資料ですという意味でそれはやるのですけれども、そうではなくてこれはあくまでも検討委員会の現在の論議の時点のものでと、ひとことエクスキューズしておいたほうが。中にはうるさい人もいるから。

(副委員長)

そうですね。わかりました。

(委員長)

担当はもう特に。明日はCさんとDさんが欠席で、Iさんも30分ほど遅れる予定です。では、皆さんそれぞれの担当はどこかというのはわかりですね。

(副委員長)

そうしましたら、また何かお気づきのことがございましたら、あとで教えていただいて、いったん明日の市民との意見交換会に関しては閉じさせていただきます、委員長にお返しいたします。

(委員長)

特に質問ございませんか。Eさんの資料について、これはその後何か変更とか補足とかそれはもういいですか。

(E 委員)

これはもう刷ってしまったから、今から直しても間に合いませんのでこれで我慢してください。また今後直す必要のあるところは直します。

明日の説明資料としては、この間最終案として確認したものであるということで、この間、皆さんからご指摘いただいたところは直しました。

(委員長)

それで、一応進行はAさんにやっていただいて、最初に私がする話はこの委員会についてと、それから今日の意見交換会についてのそれぞれの目的とか、委員会については活動内容、それから今後のスケジュールですね。今日の意見交換会についてはその目的と簡単な概要というほどのものでもないですけれども、そういう話をしたあと先生の講演という形の流れになって、先生の時間、これは40分をお願いします。それからEさんにこの資料の説明をしていただいて、そしてそのあと先生から補足説明があれば説明していただくと。そしてそれから今度は4つのテーブルに分かれていって、市民の皆さんの意見を。だから資料を、どちらかというとも明日の意見交換会というのは、もうすでにわれわれが検討している、それを含めて皆さんからのとにかくたくさん意見を出していただくと。そしてそれをわれわれの中に盛り込んでいくというための交換会だというふうに、そういう方向でたくさん意見をいただくということで、お願いします。

では、アンケートにつきましても、もう前回議論しておりますので、一応この内容でいくということによろしいですね。それでは明日の意見交換会については、9時集合。委員は、そういうお知らせがいていると思いますが、それでお願いします。事務局のほうでこれに関して何か補足なり疑問なり何かございますか。

(事務局・高橋)

模造紙の使い方とかはどうなっているのでしょうか。

(委員長)

はい、模造紙の使い方。

(副委員長)

使い方についてですか。正直に申し上げて、骨子案を、そういう意味

であまり考えがないのですけれども、あらかじめ何か書いておく必要だとかありますでしょうかね。

(E 委員)

当日するかどうかは別として、私はブースのところでは、テーマを掲げておいて、概略を、例えば協働と組織、環境でしょう。それについて少し詳しく説明できると思うのですね。それについて意見があれば論議になると。それをFさんに控えるか何かしていただいて、あとは人の意見を聞きながら時間も限られて全部言えないでしょうから、とりあえずポストイットに書いていただいて、紙に貼ると。並行していくということですね。

(副委員長)

そういう意味ではその場でその模造紙とかに書いたりしながらみたいな感覚ですか。

(E 委員)

いえ、模造紙はおいておいて、ポストイットを貼るのでしょう。だからポストイットに意見とかを書いていただくと。自由に。ほかのブースにいても同じだから、同じようになりますかね。先生の話聞いて、私の概略の話をして20分聞いて、こういう資料を見ながらすれば、細かいことまではともかくとして、かなりの部分までは意見として出てくるのではないかと思いますね。だからそういうものをポストイットに書いて貼っていただくとね。

(副委員長)

そういう意味で恐らく今事務局さんから模造紙の使い方ということで、あらかじめ何か書いておくのかとかそういう意味なのかなと僕は理解したのですけれども、そういった趣旨でお話されているのですかね。

(J 委員)

そこはだから4つに分かれるという4つのところに任せてしまってい

い話なのか、ある程度統一するのか、例えば今さっきの現場では三角錐ではないけれどもね、どのテーブルにどういうことがあるかわからない、そしたらそれを置いておくという話でしょう。だけど実際そのままいったらその模造紙がただ真っ白なまま置きたくないので、ということでどう貼り付けたらいいのということも、自由にさせてしまうのか、そこを。

(E 委員)

私はもう自由でいいと思いますよ。そこはブースに任せてもらって。

(J 委員)

それなら、ある程度われわれに任せてしまったという形でいいということですね。

(E 委員)

だってこうやっているから、現場ではこっちに貼ったり、そっちに貼ったりするのだから、それはあとでわれわれのところで整理すればいいので。

(副委員長)

例えばあえて統一するというのであれば、だいたいこの辺にこの趣旨のことを貼ってもらおうくらいの感覚で、この資料のまずこの楕円のところからそれぞれ大まかなテーマのところになるので、それだけ書いていただいて、あと吹き出しの部分は主要な柱ですよ。それをこういった模造紙のところにこんなふうを書いて、その辺にやってもらうのかという、やるかどうかは別ですけども。

(E 委員)

それはやっておいたほうがあとで整理しやすいですね。

(J 委員)

最低例えば私だったら行政と議会と分かれていますよね。そこがやっぱり間仕切りしてあげないと。それから今言われたように1つの考え方

として、そういうAさんのやられる方法もあるのだけれども、もう1つさらにいろいろな吹き出しを作っておくというのものもあるのだけれども、逆にそれをつくったがために自分の意見をどこにやっていいかわからないという混乱させる可能性も出てくるわけですから、あまり細分化させないほうがいいのかもしいかなもしれないですね。

(E 委員)

少なくとも1つだけ決めておいたほうがよいのは、私の20分の話というのは、細かいことはいいきれませんので、パワーポイントでやりますけれども、それはとにかく議会にしてもコミュニティにしても行政にしても、趣旨とメインの市民参加、市民政策提案制度についてはきちんと書きます。見せます。あとはこの他に参加の対象とか、参加の方法とか推進の仕組みとか、そういうようなものを織り込む予定ですよ、いつてしまいますから。細かいことはいいきれませんから、だからその辺のことはこの資料に基づいて、その各ブースで始まる前にちょっとフォローしていただいたらいいのかなと。それがきっかけになっていろいろな意見がでるのかなと。3つともそうです、コミュニティも議会も行政も。コミュニティについては地域まちづくり協議会のことも書いてある、そういう意味ではここに書いてある基本原則とか、環境づくりとかそういうことを、僕が説明するものにパワーポイントで表現します。あとは1回まとめて例えば行政への参加ならば、参加の対象、参加の方法、参加の仕組み等は織り込んであります。それから行政の役割と責務は盛り込んでありますという表現にします。

(J 委員)

そうすると今Eさんがそういうふうにおっしゃったことは、ちょっと初めて知りました。パワーポイント使うといいましたね。

(E 委員)

私はパワーポイントを使います。これを見ながらだとたぶんなかなか理解できないと思うのです。

(J 委員)

そういうのは初めてですから、パワーポイントを使って。

(E 委員)

使って、ダイジェスト版を説明します。表現します。従ってダイジェスト版ですから、全部これは言いきれませんので、言えない部分はこういうことは織り込みますということは言いますので、パワーポイント上でも表現します。従ってそれを、これを基に骨子案に基づいて、その次の細かいところを書いて言えることは口頭で御説明いただくということかな。

(J 委員)

わかりました。このタイトルくらいは一応模造紙に書いておけばいいですね。私のところなんか頭が2つあるからそれを分けるぐらいにしておいて、それで今Eさんが言われた説明のところで言わなかったところは、あえて今度は集まったところでこちらのほうで説明してあげると、それぐらいのことはしておかないと実際に入ってこれないということですね。

(E 委員)

だからそういうのが、うちのところは3つありますからね。協働の推進と環境と組織と3つありますので。

(委員長)

では、一応模造紙の使い方については、それぞれのチームで市民の方が参加しやすいように、考えてやると。だからそのためにテーブルには模造紙とポストイットとそれからフロッキーですね。その用意をお願いします。それ以外に何か必要なものがあれば今おっしゃっていただければ。

(J 委員)

明日あのままレイアウトしますよね。そうするとあそこに最初から模

造紙置いておいてそこに座らせられるとしますよね、そうすると逆にいうと模造紙に何か加工するのであれば、9時集合ならば、本当に短時間でそれをやっておかないと、9時半に例えばみえた方がいらしたら、そこに言葉がないと。

(副委員長)

そうですね、あらかじめ置いた状態で始めるのはちょっとやっぱり失礼ですから。

(J 委員)

それはもう先生の話ですね。その辺のタイミングもちょっと考えてね。

(委員長)

はい、ほかにありませんか。では、そういうことで明日すすめるということで事務局のほうはよろしいですか。

それでは続きまして30日職員との意見交換会があります。表に意見交換会以外にアンケート記入のお願いというもう1枚資料がお手元にいると思いますが、その件についてDさんあるいはIさんから相談と伺いますか、これを検討していただきたいというお話をもらっている方は事務局以外にいらっしゃいますか。いらっしゃらないとすれば、この紙資料だけですと補足のあれはうてないということですよ。

(E 委員)

2番目の配布資料なのですけれどもね、2つ目の黒ポチ(・)として、検討中の条例骨子案の資料(11月20日時点)というのがあるのですが、これは先ほどJさんが言われたような一貫通貫の最新版というものでよいのですか。これはまだできていないのですよね。どなたがつくれるのか、まとめていかないと…。

(副委員長)

このどういう骨子案の資料でしょうか。この黄色い紙のだと思っているのですが。

(E 委員)

それは市民との意見交換会で使用する資料です。2番目は、これは一気通貫ですよ。最新版ですよ。これはそういうふうにいっていただけですね。

(副委員長)

すみません、私ちょっとうっかりしてまして。

(E 委員)

職員さんですから、ここまですまじょうと。ここで委員長にとりまとめてもらわないと資料は間に合わないですね。

(委員長)

これは、今日の先生との相談を受けて、これが11月20日、今日まとまるという前提で、ここに書かれていると思うのですね。

(E 委員)

それはその部分だけではないですか。あと細かいところも決まっているから。今日決まるというのは、Dさんのクエスチョンの部分であとは決まっているから、その全体をまとめておかないと、間に合わなくなりますよ。

(委員長)

この件に関して職員の市の職員との意見交換会ですけれども、須郷さん、Dさんのほうからこの件について相談というか、これを渡されたということだけ。

(事務局・須郷)

メールでいただいていたということだけですね。

(J 委員)

いずれにしても一貫通貫のものを早急につくっておかないと。

(委員長)

資料だけではなくて、全体のその段取りについても、これは前回言われた皆さんの合意を得たという形なのか、これは今日提案されて。

(E委員)

段取りは、これはこの間検討した通りです。資料のことを聞いているのです。全部をまとめるのはどうするのですかということです。これは皆さんの意見をまとめた最新版です。

(J委員)

それが出来ていれば今日あたりもらえるのかなという気持ちで、明日その手持ちとしても使えるかと思っていたという気持ちもありますけれども。

(E委員)

これは委員長のほうでまとめてくださいよ。各資料を全部まとめたものをね。

(委員長)

事務局のほうで今集められている資料ですね。事務局の手元にいつている資料で、今Eさんからは、私のほうでまとめるように提案があったのですが、その資料について事務局のほうで何か気になっている疑問点ありますか。

(事務局・須郷)

議論する中で修正しようかどうかという話が出ているかと思うのですよ。今までの中で最新版は出していただいたのですが、それぞれの中で、ここは訂正したほうがいいのかということが出ていますので、それを踏まえてもう一度最終的に出していただければそれをまとめるということは可能ですので、そのほうが、間違いがないかと思えます。ま

だきておりませんので。

(副委員長)

該当部分の受け持ちの人がその修正版をつくっているのかどうかというのがありますね。つくっているのであれば合体してしまえばよいのですよね。そこ自体が修正されていれば、それでそういうふうに入れ替えてしまえばすぐできてしまうという話になりますね。

(E委員)

だからいいのではないですか。検討段階ですから、どの段階でこういう話が出ているというところでいいのではないですか。一気通貫の資料を提供するということであって、修正とか何とかというのも、そんなの今議論するあれではないですよ。むしろそういう趣旨のここが入っている、入っていないとかという議論ではないですか。

(委員長)

はい、この資料についてはちょっと副委員長との事務局と相談して、とにかく今Eさんの意見にあったように完全なものというものはどうも無理ではないかという前提の基に最新の情報ということで、そのようにすると。では、職員との意見交換会につきましてはこれで終わりにします。

では、前回関谷先生の御指導いただいて、各部会で修正をして、今まで来ているのですけれども、まず明日の意見交換会にあたって、関谷先生のほうからそういう意見交換会をこれから始めるわけですが、市民それから職員それからその先には議会もあるわけですが、それにあたって何かアドバイスを含めて何かお話していただく、何かありますか。

(関谷先生)

まずはとにかくもう発信するということが一番大事だと思いますので、考えをわかりやすく伝えていくということ、やっぱり全体の中には自治基本条例があるのでそれを踏まえて、それをどうされる、その実効性をもたせていくのか、それにはその解釈運用をしていくのかという部分で

市民参加条例がとにかく非常に重要な位置を占めることになる、その重要性和、それからそういう市民参加条例ができることによって、どういふことが開かれていくのかというそのイメージを少しでも市民の方々にはもっていただけるようなそういうサジェスションができるといいと思っていますのですね。それは意見交換の部分でこの条例ができることによって、どうなるのだという話になったときに例えばこういうふうに意見を言う機会が確実に保障されます。これは条例になるわけですから、職員のそのときの裁量で左右されるものではなくなるということがポイントになると思います。だから非常に仲のいい職員が担当の時は話を聞いてくれる、そうではないときには全然聞いてくれない、そういう行政サイドによって左右されない、それもルール化されるということのもつ意味ですよ。

とにかくいろいろな形で参加できる機会が保障される、逆にいうと市民の側はそういう条例とかそのルールに基づいて、開かれるいろんな可能性とか機会とかというものを、どれだけ活用していけるかどうかと、これは市民自身の問題になるわけですから、市民もせっかくこういう環境が整っている中で、何ができるかということを考えていかななくてはいけない、それをある意味では問題提起するようなそういう部分の話もあってもいいのかなというふうに思いますので、この条例ができることによってどういふことが開かれるのか、別にそれはトータルに話をする必要は必ずしもないと思いますけれども、それぞれ担当する部分でこんなことができるようになるのだというそういうイメージを膨らませられるようなそういう意見交換になるといいのかなというふうに思います。

あと職員の方との意見交換は、これは今回の市民参加条例で、この委員会で話し合ってきたことは、かなり高度な内容も盛り込まれていると思うのですね。ですからやっぱり従来の職員としてのその行政運営体制あるいはその回し方といいますか、それとのギャップも結構あると思います。ですから、どうその役所内でこの市民参加条例を巡っての一定の了解というものが得られるのか、あるいは了解が得られたとしても実際に動いていかないことには、どんな条例つくったって意味がなくなってしまうわけで、そういったときに職員にはこの条例を踏まえてどういふことが求められるのか、あるいはどういふふうに市民と関わっていく

ことが求められるのかというその辺をやっぱり職員の方は職員の方の文脈の中でちゃんと理解していただくということが問われると思いますので、一応市民の側からこういうことを考えたということを伝えて、特に職員との意見交換の場合は今現在こういうふうな形で制度運用がされているということを踏まえながら、場合によっては、ここはこう変わるのだと、あるいは要所要所に市民参加が加わっていくというのは、こういうことなのだということをやっぱりある程度イメージもってもらえるようなそういう意見交換にしていけるといいのかなと思いますので、ちょっとどういう意見が出るかわかりませんが、両方の意見交換に向けてちょっとその辺を配慮しておくといいのかなというふうに思っています。

(委員長)

ありがとうございます。では、久しぶりの関谷先生の参加の委員会ですので、各、先生のご指摘を受けた部分について今まで修正を加えてきているわけですがけれども、それについて各部会からの先生のこの会をすすめる上でのご指摘に関してのアドバイスとか、あるいはその意見とかそういったものはございますか。コミュニティは何かCさんのほうから。

(G委員)

先生のほうにはメールいつていますか。

(関谷先生)

はい、きています。

(G委員)

私のほうにもそのメールがきたのですけれども、コミュニティの定義の件、そこのところかな、私もうまく受け取れていないのですけれども、先生の定義の地域コミュニティの「主体と場がおりなす多様な空間」というのは先生がそれはコミュニティというふうに、地域ではなくコミュニティというふうにとってずっと議論してきたわけですね。今回の先生のあれだと地域コミュニティというふうになっているのだけれども、と

ということでCさんのほうから先生のほうに質問しましたということで、きているのですけれども、どういうふうにお話をすればいいですか。

(関谷先生)

コミュニティと地域コミュニティというものの違いというのは、なかなか現実に議論すればいろいろ議論できる場所ですけれども、この市民参加条例を考える中で、理解していく限りは、ここはやや互換的にとらえておいてもいいのかなというふうに思います。その主体と場の両方というのは最初の段階から申し上げていることで、今回もちょっとそういう表現ではない形での説明の仕方はしていますけれども、その点は全くなんら変わらず、これまで共有してきたことで基本的にいいと思いますので、明日もその辺の話は少ししようと思いますけれども。

(G委員)

そのつもりでおりますということでしたので。

(E委員)

うちのほうからはDさんから、先生が前に指摘されて、このままだとザル法ではないですけれども、何か実効性みたいなものが担保できないのではないかとということで、そういう視点でという理解なのですが、要するにもうちょっと行政職員さんの仕事の中でこういうことがきちっとルーティンワークとされないといけないのではないかとのご指摘があったのですが、それをこの間議論したのですが、なかなか結論が出ないのでもうちょっと先生に確認しておいたほうがいいかなと。具体的に言うと、もうちょっと具体的に言うとどういうことになるのですか。

(関谷先生)

ただそこは条例の要するに条項として、どこまで盛り込むかという部分と、それからどう解釈運用をしていくのかでこの市民参加条例に基づいて、例えば役所、庁内にこういう制度をつくるだとか、あるいはこういう制度運用を市民参加条例に照らして、少し修正を加えるとかいう形で本当にその一番直の部分での実効性の担保というものを、どう諮って

いくのかということが今後問われてくると思うのですね。ですから、その実効性の細かな部分を全部条例の中に盛り込むというのは、ちょっとこれはやや難しい部分もあるかと思imasuので、そこは条文として明確に入れる部分とそれからその条文の解釈運用として、どうその日常の制度運用に繋がられるとかという部分と、そこはやや局面を分けて考えていったほうがいいのかなどと思imasuので、少なくともそういう現行の制度運用のあり方にこの市民参加条例の趣旨というものを照らして、その制度運用も変えていけるかどうか、それは今後の行政としての1つの組織改革であったりとか、行財政改革だったりとか、その流れに繋がっていく話でもあると思imasuので、そういうトータルな意味で少しその実効性ということは、その担保ということは、考えておくといいかなど、そういう方向性の今後切り開かれるような形での条例化、条文化というものができればいいのかなというふうには思imasuので、そこは最後の文言の部分でどういうふうに表現するかによると思imasuけれども。

(J 委員)

その部分なのですけれども、今の私もDさんがこの間すごく気にされていたところで、要は先生から指摘された部分というのはいわゆる市民の参加の対象、行政活動に対する市民の参加の対象というそのことについて、実際に推進の仕組みをつくるのが、行政の専任部署だということだけだと恣意的なその嫌なものは避けられるというそういった感じがあるから、だから逆に言えばそのルーティン化したほうがいいですよというアドバイスをいただいたということで、そういうことに対してDさんがいろいろ検討されて、前回までで結局いわゆる行政活動に参加すべき内容として、その中で例えば計画をつくるのであれば、計画のものについて市民参加というのは具体的に複数のやる市民参加という形というものを、入れなければならないというような1つの項目を入れておくと。それは具体的に条例のときにはそういう表現を使って、そこが専任部署のところの中の業務、項目に入ってしまうのか、あるいは条文の中にそういうことを入れてしまうのか、入れるにしてもそういうようなことがルーティンとして入れることに繋がるのかどうかということも、Dさんの疑問点というか、自分なりで自問自答していて、先生のそこら

辺のご理解、解釈というのはどうなのかなという。

(関谷先生)

市民参加をうたっても実際その行政との関係がある、行政への市民参加ということを考えたときに、例えばこれは前回も申し上げましたけれども、担当部門をつくってそこが橋渡しになるべきだということは、どの自治体の条例でもうたわれているのですね。でも実際のところはそういう担当部門をつくってもそこだけが浮いてしまう、という実情というのがかなり多いのですよね、だから各課でいろんな計画事業をもっていてそれぞれが市民参加をやるべきだということがうたわれているけれども、実際はその担当課のほうに全部丸投げされてしまうとか、あるいはそれぞれのセクションで率先しなければいけない市民参加というものは、市民参加は担当部門があるからそこでやればいいのかというふうになってしまうというところもありますので、そういう意味ではそれぞれ担当課だけに委ねてしまうのではない、いわば横串のような形でその組織にこの市民参加のあり方というものが貫かれるという、そういう制度運営がなされなければならないというふうなことを、少しこの条例の中に盛り込むということはあるうらと思うのですね、そこは、ちょっと文言はどうするかというのは議論になると思いますけれども。

(J 委員)

ルーティン化するというのは実際ケアする各担当、それで実際に今度は専任部署というのは、それらがちゃんと入っているかどうかもチェックするのですか。そんなような形のルーティン化というか、そんなイメージなのかなというふうに見ていたのですけれどもね。

(関谷先生)

ルーティン化する局面というのはいろいろあると思うのですね、ですからそれにいろいろな企画、立案をする段階において、こういうステップを踏まないといけないということを、クリアにさせるとか、あとは一番やっぱり今の行政、なかなかこの市民参加型にいきいきに転換するというのは難しいところがあって、これは段階的に行政構造を変えていくとい

うことにはなると思うのですけれども、やっぱり今のこの構造下の中で一番ルーティン化をしやすい部分というのは、政策評価なのです。政策評価の部分に市民参加とか、協働の項目というものを明確に盛り込むと。これ今ルーティンでやっているのですからね、政策評価ということは。だから1つはその政策評価というものをどう外部化するかということが、最近の事業仕分けでいいのかはともかく、ただそういうふうにとんども外部化していくというものも1つですけれども、内部評価の部分において各担当課でそれぞれもっている計画、今年度はどこまでやったのか、やれなかったのかという評価はやっているのですね、その評価の中で市民参加、協働というふうな項目を明確に入れて、それもどうなったのかということのを課内で議論する、あるいは庁内全体で議論する、ただそれを市民に開いていくというふうなプロセスをやっぱり明確に組み込むかどうか、これをやるかどうかで全然変わります。

(E 委員)

これ今のJさんの案でも、各政策立案の実施とか、評価の段階で必ず趣旨みたいなものが2、3行入っていて、ここには必ずこういうことから、この段階での政策立案の段階から、市民参加をもとにしなくてはならないのだ、必要なのだと、実施もそうだと、評価もそうだとこうなっているのですね。その表現の仕方がちょっと足りないのか、というのもあるので、先生の御指摘の政策の段階できちっとすると担保できるようなことにしておく仕組みというか、それを条文にきちっと盛り込むというふうなことで、担保していくのだというご趣旨だと思うのですけれども、そうですね。だからもう少しこれをきつく表現して、絶対やらなければいけないとか。

(J 委員)

だからその部分は今先生のあれでは、要するに外部評価、そのルールを決めるということが、できるかできないかは別として、それはそれで今のところ出てきますよね。

(E 委員)

それは評価の部分で、政策立案のところもあるだろうし。

(関谷先生)

評価の部分立案の部分にフィードバックすると、これができるかどうかで全然違いますので、その辺まで射程に入れたことをちょっと表現できるといいかなと思います。

(E 委員)

だからPDCAサークルで、対応化しないと1回PDCA、PDCAとくるくる回っていかないと。

(関谷先生)

いくら市民参加といっても役所内でこういう部分がある程度1つの道筋として確立されないと、市民は権利を行使して行政はこうあるべきだということをいくらいっても、内部でこういう体制が整っていれば言いつぱなし、聞きっぱなしで終わってしまうのですね、そこだと実質化できるかどうか、この条例のある意味生命線といいますか、非常に大事な核心の1つだと思います。

(E 委員)

私がちょっと、ある計画を市民参加でつくったのですよ。どこの部とか課とかはいわないけれども、5、6人の市民と各分野の人間と、代表でもってやると決めたのですが、何にもやらない。実施計画だけをつくただけけれども、つくったのだけれども、それとこれをやろうという具体的な考えもあるのですよ。それを決めたにも関わらず、まず1つもやらない。条例にしてもそうだけれども、罰則がないのですよ。道交法とかと違って、駐車違反とかないですから。罰則規定がないから、結局やらなくてもすんでしまうのですよ。だからそれは職員さんの良識の問題といえばそうなのだけれども、何かそういうすんでしまうような世界なのかなと、民間ではそういうことはあり得ないのでね。

(J 委員)

通常内部監査がありますからね。

(E 委員)

それで評価されるわけですから。でもやらなくても、それで通ってしまっただけで、給料にも何も差がつかないと、そういう世界なので、そこが決定的に民間と違う世界なのでね。だからそういう意味ではかなり私も実効性、実効性と言っているのです。私が言っている実効性は効果の効なのだけれども、その前に、実効性を生むためにも、行うというほうの実行性ね、これのほうがすごく大事なのではないかなと思いますね。今までお付き合いしてきて、そう感じるのですね。それは一般論ではないですよ。まだまだ1つか2つあるのですけれども、そういう人もいるということですから、どうもそういうことが流山市に限らずそういうのがあるのではないかな。そういうことを頭に入れて想定した上で、これを条文化していかないといけないのかなということなのですよ。

(関谷先生)

それぞれの行政プロセスの各段階に参加するということは、このペーパーの中で盛り込まれていますけれども、それぞれをやっぱりどう考えるかですよ、計画を一緒に立てても実際どう実行されるのかということ、そこがスカスカの可能性ということは残るわけですし、それを何をもって充実した実現なのかというのは、これは逆に言うといくら計画を立てても、やりながら膨らんでいくのが本来の計画を実行するという事だと思えるのですよね。ですから何をもっていつてというのはあらかじめ決められることではなくて、動かしていきながらそれを評価し、またこれではまだ足りない判断したりとか、常にそのプロセスにおいては、1つはちゃんとやれているのかどうかということをチェックする、それから場合によっては異議申し立てをする、それからおっしゃるようなもっとこういうこともやれるのではないかといういろんな意見をまた汲み取っていけるような場とか機会というものを保障すると、こういうものを二重三重にそのプロセスの中に組み込んでいくことで、まさにその実効性というのは担保されるということですね。そのツールをとにかくいろんな形で用意する、そういう環境を整えるとか保障するというのがこの

条例のポイントなのですね。

ですからこういう条例というのはそういういろんなツールなり文言を入れておきますけれども、あとはどの部分をどう引っ張ってきてこの課題解決に繋げるのかというそういういろんなことが引っ張ってこれる宝の宝庫でなければいけないと思うのですね、この条例というのは。だから例えば今Eさんがおっしゃったように何らかの計画というものを立ててそれを実行しましょうという話になったとしても、そのプロセスで実行されていないということがなんとなく見えてきたと、見えてきたときに市民としては何ができるのかということを考えて、この条例に基づいてどういうことができるのか、ある場面では異議申し立てしようということが、出てくるかもしれないし、ある部分ではもっと更なる提言をしようではないかということが出てくるかもしれないし、これは市民がいろんな形でこの状況をとか、この今の状況というのはちょっとまだまだおかしいのではないのかと、まだまだ足りないのではないのかということに対して言えるような、あるいはアクションを起こせるようなそういうふうはこの市民参加条例というのが、解釈運用されれば一番望ましいことだと思いますので、そういういろんなものを織り込んで、これとこれとこれを組み合わせて、この局面に対応しようかなとかそういう部分これはもう条例そのものというよりは、解釈運用のテクニックなのですよね。それはだから条例ができたあと、そこをまたどう考えていくか、これは自治基本条例にも言えます。今の流山市にこの自治基本条例がありますけれども、この自治基本条例をどう解釈運用をしていくのかというテクニック、これを流山市はもっと考えていかななくてはいけないところなのですよね。私は今回市民参加条例づくりというのはその1つだというふうに思っていますけれども、更にまたその市民参加条例をまたどう解釈運用していくのか、これは具体的な問題との兼ね合いで今後もいろいろと考えていかななくてはいけないところだと思うのですけれども、少なくともそれを引き出しうるような条例にできるかどうかということ。

(E 委員)

そうなのですね。自治基本条例の具現化するためにですね。先生がおっしゃったように、市民参加条例を担保する何かをつくらないと、仕掛

けがないと、ということですね。

(関谷先生)

ただその部分はこれをやればよいということではなくて、もう手を替え、品を替えいろんな形で組み込んでいって、ようやくそれが少しずつ担保されていくということでしょうから、これはある意味ではエンドレスなのですね。

(委員長)

今の政策状況がPDCA制度にうまく生かされている、そういう自治体というのは、例えばどこだというのは。

(関谷先生)

佐賀県ですね。そういう指標を制度チェック評価の中に盛り込んでいくようにしているというので、その庁内体制というものを、そういう意味ではルーティン化させようとする動きがありますね。あとは何らかの形で評価の部分に盛り込むというのは、協働とか、市民参加の先進的な自治体は何らかの形でやっていると思うのですけれども、ただそれがどれぐらい徹底されているかどうかというのは、これは本当に具体的に調査していないので何ともいえないのですけれども、その部分はまだまだやっぱり弱いかなという印象はあります。ここのを見るとすごいというのは、僕はまだみつけられていない。ある程度は動いているけれども、まだまだこれからというふうなところだと思うのですね。

(J委員)

そういう意味ではまだ流山市もこれから10年間の基本計画については、指標で評価しましょうという仕組みは、説明は聞いたのですけれども、では、過去10年間については現在集約中ですという話で実際われわれは、どんな指標に基づいてどんな評価をしているかというのは、まだ市民としては見せられていないという、確か、段階ではないかなと思うのですね。そういうことが出てくる必要があるということですね。

(関谷先生)

そうですね。だから評価も今流山市がどういう政策評価制度でやっているかちょっとよくわかりませんが、例えば1つはもちろん内容の部分、あとはそれを数値化するのですね。例えば5段階評価しますというふうになるとだいたいありがちなのが、ちゃんとやっているというふうにいつてしまうとやってないだろうと批判されるから、やってないとなるとおまえら何をやっているのだということになるので、だいたい2、3、4、だいたい3ぐらいにしておこうというふうになって、政策評価がどれくらい本当に実質的に見られているのかどうかという部分があって、これは行政評価の上でずっとこれまでも指摘されてきているところではあるのですね。ですからその辺のチェックというのをどうするかということのももちろんありますし、市民参加、協働という指標をやっぱり組み込むということが必要ですし、更には特にこの市民参加、協働という指標を入れるポイントというのは、もちろんちゃんとやれているか、やれていないかという評価もそうですけれども、どの部分は行政がやっぱりちゃんとやらなければならないのか、どの部分は市民がもっと自主的にやれることなのか、行政をほうっておいて自分たちでやれるというふうに言えるような部分なのか、これは協働というふうにいいますと、どの自治体も片方は行政、片方は市民といて、3段階とか5段階に示しますよね、僕はあの図式非常にいい加減だと思っているので、あれをうたったところで、動かないのですよ、現実には。だから結局どの部分を誰がやるのかというのは、結局は行政が決めているのですね、だから何も協働とかすすまないというのが現状なのです。だから政策評価に組み込むというのはどういうことなのかというと、まずああいう5段階、3段階、あれはほとんど横浜コードというのから始まって、横浜市は罪づくりなまちだと思っているのですけれども、結局どこの部分をどうしたい、誰がやるのかということは常に協議を開かなければいけないと思うのですね。だからこの部分は行政がやるべきだ、この部分は住民がやるべきだというのは常に住民と行政との対話、応答性の中でもっとここはこうしたほうがいいのかというのを見ていくというのですかね、それがまさに政策評価という話なわけで、政策評価をフィードバックしてまた頭にもってくると、そのプロセスの中で、住民と行政との対話が

組み込まれると、これがやっぱり市民参加、協働を実質化していくポイントだと思うのですね。それがどうも今のところまだまだ協働とはいってもつつも行政主導になってしまっていたりとか、あるいは評価といっても本当に実質的にどういうところがどういうことになるのが、一番課題解決に繋がるのか、そういう議論がやっぱりまだまだ少ない、そこはやっぱり開いていくというのがポイントだと思いますね。

(E 委員)

そういう意味で推進には、役割分担とか事務局機能が必要だと。これは実際にいろいろな課と協働的なことをやっていますが、やっぱり始める前の協議ということがすごく重要ですね。役割分担であるとか。それが曖昧にスタートしてしまうと、どうやるのかとかダブってやってみたりみたいなことになってしまうので、これは話し合いで、2年目か3年目くらいからは話ができて、さっと決めましょうよといって、ではこうしてというようなことをして、今年は4年目だったのですが、まずまず動きだしてきていますね。それは先生の言っていることをすごく実感して、話し合いが必要だということがよくわかりますね。

(J 委員)

今の段階で、さっきの話ですね、評価というものについてはまだもう少し掘り下げて指標を使うとか、そういうものは、われわれはあまり論議は深くしていなかったというのはありますね。

(関谷先生)

それは今度の職員の方々との意見交換とかでね、それでおもいきり取り上げて、ぜひいろんな意見交換できるといいと思いますね。

(委員長)

今まで応答性というときに、どうしてもやっぱりそれぞれ一個の人間でやっているから、ごく普通に対等にできるのではないかというのがあるのですけれども、行政と市民の間にそれぞれ意識の中で従来の伝統的に培われた壁みたいなものがあって、そこをクリアしないと、その対話

とかですね、それからちゃんとしっかりとした応答性というのは、育たないのではないかと。そこがずいぶん大きな壁があるというような気がするのですけれども、そこをどう打破するかですね。

(関谷先生)

実は私は協働ということで意味があると思っているのは、もちろん連携というのは大事ですけれども、一番のポイントというのは住民と行政の間での応答する機会というのがつくられはじめているというのが、私が一番最大のポイントだと思うのです。協働というのはただ市民自治の観点からすると、なまぬるいとか行政主導に乗っかっているだけではないとか批判される方々もいますけれども、私はそうは思っていなくて両者の対話がやっぱり始まっている、その局面であると思うのです。ですから協働事業なんていうことも一緒に考えていく中で、市民としてこう考えている、行政としてはこう考えているとその対話が始めると、まだまだ足りないですけどね。だから今も市民活動としていろんなことをやっている、それだって行政としてどう受け止めるか、その受け止めという部分がまだ弱いから、そこはもっと詰めていかないとやっぱり対話が充実していかないでしょうし、今度行政も市民に対して今これはこういう状況なのだと、あるいはこういう問題があるということをやったりどんどんもっと発信していく。今はやはり私の目から見ると行政も遠慮していると、市民に対して。これ言うといろいろちょっと文句出るかなとかいって引っ込めてしまうというところがどうしても出てきてしまうのです。だから出す、出さないとかいう話になってしまっていて、なかなかうまくそれが回っていかないというところもありますから。そういう意味で市民との対話の中で行政ももっとこういう情報を発信していかねばいけないということに、気づき始めている部分もありますから、これはもっとその辺の部分というものを重ねていくことで、もっと情報の共有もそうですし、双方の相互理解ということも踏まえて、もっとだったらこれはこうやるべきだよという話ができる。ただ今はやっぱり委員長おっしゃるようにまだまだ壁が、異常に厚いものとしてあって、両者の対話というものはまだまだですね。だけど今回、この市民参加条例の中で協働という点が強調されているというの

は、私はいいことだと思っていて、何故それがいいのかというのはまさに今申し上げたところで、とにかく対話の場がいろんな形で作られていく。だから協働を巡る事業だって多分いろんな形態のものを今後もつくりだしていけると思うのですね。そういう中でやっぱり少しずつ融解させていくしかないのかなというふうには思いますけれどもね。

(委員長)

職員との意見交換会の中でもそういったことをうまく伝えていけるといいかなと。

(E 委員)

行政側でもやっぱり市民の力が必要で、アウトソーシングしないと、どうしてもアウトソーシングを市民の方に受けてもらわないと困るところもあって、そういう状況のところはよく話を聞いてくれます。そうではないところは、何でおれたちの仕事をとったのだみたいな勘違いをしてしまったようなところもありますよね。そういうところは下請け的に見るような目線の感じでずっとやっていますよね。何年かやっていきますと、やはり市民の目線が入らないとうまくいかないのだとか、すごくよくなったなということを感じてもらえるような部分があるわけですね。それはやはりいい効果ではないかと。

それでJさん、今日はいい示唆をいただいたので、共通の理解もできたし、Jさんの理解の部分もあるし、Fさんの理解もあるだろうし、また一回この部分をやりましょう。その辺がもうちょっときちんとしないと、本当に担保をできないのではないかと、別に市の職員の方を疑っているわけではないけれども、何か今までのそういった仕事の進め方みたいなことを中で聞くと、すごいやり方だからそう簡単には新しいことにはのってこないのではないかなという気がするのです。

(関谷先生)

ここはやっぱり個人と組織の違い、だから職員の方個々人を見るとすごく優秀な方でいらっしゃるし、いろいろ理解もある、これが組織となると途端に動かなくなってしまう、そこを突破するのが今回の目的です

ね。

(E 委員)

それは大変よくわかります。個人的にはすごくいい人なので、ただ大変な組織の長になると鬼みたいになることもあるから。一番大事なのはそこを理解してもらおうということなのだけれども、職員さんとの意見交換でもその辺の話をしたいなと思っているのは、本当に市民も心から一緒に職員の方と力を合わせて、いいまちをつくっていくのだという、私たちが一生懸命やるから職員さんもやろうよというふうな気持ちを市民のほうもつくらなくてはいけないし、それを受けて職員の方もそうだと、よしわかったと、われわれも一緒になっていい知恵をだすからといって、市民の皆さん一緒にやりましょうという、そういう気持ちになるかどうか。そこが分岐点ではないかと。そういうモチベーションで始められるかどうかということで、これが活きたものになってくるかどうか、実効性のあるものになってくるのだろうか、ということにかかってくるのかなと、きれいごとでいえばね、なかなかそうはいかないでしょうけれどね。本当はそうありたいのですけれどね。

(関谷先生)

そうですね。

(委員長)

今までには珍しく時間的にもまだ8時半にもなっていないのですけれども、この際皆さん何か聞きたいことあれば。余談ですけれども、Jさんにも参加していただいて、今ファシリテーションの公開講座をやっております、市民の方と実はそこは少し仕掛けがあって市民の方と実は各グループの職員の方、参加していただいていますね。でも流れの中で市民と職員という意識は全く取り払われるような形で、意見交換が行われていてファシリテーションの技でもあるのですけれども、テーマは地域のまちづくりといった形でやっているのです。非常に私はいい場ができていて、だからああいう形でまちづくりという方法で全部自分の背景を忘れて参加するといい結果が得られるのではないかと。いつもそう

ということだとは限りません。背景も背負ってやらなくてはいけない、その対応もあると思うのですけれども、Jさんも実際参加いただいて結構今おもしろいといえますか、市役所の職員さんも参加しているのですけれども、あまりもうやっている最中は、そういうことを忘れて議論されているのですよね。ああいう場なんかは今後意識的に入れるとおもしろくなるのかなと思いました。

(E 委員)

それは間違っていることはないのだけれども、日常の身近な仕事と関係ないからですよ。だからあまりそういう確執ができないのですよ。だから今度もっと現実的な仕事で、業務委託だとか何とかそういうことになってくると、即、自分の仕事に関係してくるでしょう。そうすると、そんなにいい感じにはならないこともある。そっちのほうが私は大きいと思いますけれどもね。

(J 委員)

私も今言っていたけれども、特徴的でおもしろいなと思ったのはたまたま私と一緒に話している人が、2人とも柏市の人でもって流山市の職員ですね。流山市のことを一緒に話している、そのときはおもしろい、自分が今柏市の市民なのだけれどもといいながら、流山市をいっていますからね。今Eさんがおっしゃっていた部分で言うと、私は確かに市の仕事としてというところで全然違った形のというか、自分自身を律しているというのが雰囲気をつくっているのでしょうけれども、逆に市民と垣根なしでもって話し合えること、共通の話題、テーマというものに対して、市の職員だということを抜きにして話し合うというそういう機会とか訓練というのは、非常にいいことなのではないかなと思いますけれどもね。それは朝から晩までずっと庁舎にいたら、そのときは絶対どんな形であってもできないでしょうね。来る人が皆市民であれば、自分が市役所の人間だということになるでしょうから。だからそういう効果は非常に職員の方がああいうふうなところに出てきて、お悩みも意見交換もするというのは非常にいいことだなと思います。

(E 委員)

テーマは何であっていいのでしょうかけれども、職員さんともっともっと市民が交流する機会を、職員さんも一流山市民、今の人は柏市民かもしれないけれども、流山市民である人も大勢いるわけだから、流山市民の目線で、市民発想で、もう1回その行政の仕事を見つめ直してもらうことにも役立つと思うから。だからもっと交流していいですよ。ありとあらゆる場で交流したほうがいいと思うのですよね。

(J 委員)

今またちょっと違うことを、せっかく先生がいらっしゃるので、多分先生はそのことでそういわれると思いますが、やっぱりもう1回原点にかえて、参加条例ということ自体確かに自治基本条例の16条のところに、きちんとうたわれているのだから参加条例をつくっているのですよという言い方、これは1つの説得の形になっているのだけれども。だけどやっぱりこの間の市民まつりでもそうなのだけれども、市民に参加させようということに対して、なんで俺が参加するのだとそんなのは市役所の仕事ではないかと思っている人がたくさんいるという、この実態に対してなぜ今市民参加というのがやっぱり必要なのだということ、もう少し具体的にいろいろな形でいえるようなものをわれわれもっていたいなという気持ちがあるのです。そういうものに対して、明日の先生のお話の中でそのことが1つでてくるでしょう。例えばちょっとこう見たときにこれが国全体の、日本が800兆円の借金を抱えていて、国自体がもたないぞというのは、今まで全部お金は国がもっていて、せいぜい今自治体がもっているものというのは、この間の話ではないけれども、軽自動車をもっている人の税金くらいが1つの歳入になるとかで、市民税の他にはね、そんなようなことで非常に返ってくるものが少ないという状態で、今のままそんなことでは自分たちのいる自治体そのものが、やっぱり今までどおりにいかないのだということをもっと少し市民に対して知らせる方法というものが大事なことなのかなと。そうしないと仕事だけを、何かやってくれという話だけだと、自分たちの日常生活の不足するものはすぐにこれはもう市がやってくれるのではないかというふうには、全部問題をすり替えてしまう。そうはいかないよという時代なのだ

けれども、どうやって教えていくかというそういうものをやっぱり強く広げていかないと、本当に参加条例というものが間に立って必要なのだという、大事な繋ぎ合う糸みたいなもの、そういうものなのだという認識を持たせていかないと、この条例というのも生きてこないのかなと、それに基づいてお互いに行動に出ていかないとかなというそんなような気がするのですけれどもね。

(E 委員)

ざっくり端的にいつてしまうと、Jさんのいう意見は、私はこういうふうに表現しているのです。友達なんかにこういう話をするでしょう。するとなんで市民参加やるの、皆税金を払っているのだから、市がやるのが当然ではないのという素朴な意見があるわけですよ。それは正論なのだけれども。そういうものでもないよという一例として、流山市も御他聞にもれず5、6年、そのくらい前かな、その時点でこのまま10年たつと夕張になってしまうと、何とか夕張にならないように、夕張になってしまうと結局市民にしわ寄せがくる、何をやるにしたって窮屈になる、いろいろな料金もあがってくるということで、皆市民がそれをかぶるということになる。それを防ぐために市民参加だよと、市民が力を出して、市民もお手伝いをする、一緒になって、ということが市民参加だよという話をする、理解が早いことがあるのですね。

(G 委員)

身近に感じるからそういうことが、行政の難しいことではなくて、身近な問題として定義されれば、皆すごく参加しやすくなるので。

(E 委員)

言い方ですね。動機づけはいくつかいわれているけれども、利害損得も動機づけの1つだということで、こういった話をする、正直わかりやすいですね。

(J 委員)

1つの例でいえば、私の偽らざる心情でいえば会社人間で生きてきて、

卒業してしまつたと。そうすると今度は自分たちの生活を守っていくためにはやっぱりこの自治体だろうということで、自治体にしっかりしてもらわなければならないという気持ちで、思うと、やっぱりいきなり自分がいつも市役所の中をウロチョロするわけではないから、そうすると結局地域の中において自分がやることは何なのかという、そんな単純な思考回路から地域に意見してみたりとか、そんなことがあるのですよね。それは人に押し付けるものではないのだけれども、そんなふうに自然環境的になっていくような世の中にしていくという、そのときは皆好きなことを、皆それぞれ千差万別の好き嫌いがあるでしょうから、そういったものに繋ぐのはやっぱりこの参加条例なのだと。自治基本条例であり、参加条例なのだというようなそんな整理をして、人に話していくという、そういうような方法というのは、やっぱりこれからどんどんしていかなければいけないのかなと思っているのですね。

(E 委員)

結局 J さんがいっているみたいに、そういう時代ではないよという、じゃあどういう時代だと、その辺をわかりやすく説明できれば、すごくいいのだけれども。でもいずれにしても、そういうことを市民ももっと知らなくてはいけないし、理解しなくてはいけないし、それから職員さんももっともっと、一部の方はよく御存知だと思いますけれども、例えば自治基本条例も最初はちょっと気になっていたけれども今は全然、参加条例だって、1、2年はいいかもしれないけれども、3、4年するともう…みたいなことになりかねないということがありますよね。それは現時点で、市民もそういう気持ちになる、職員もそういう気持ちになって、一緒にいいまちをつくるのだという気持ちにならないとおかしくなってしまうよと。

(H 委員)

そういうことを教えるというか、そういうとき私自身がやらなければいけないと思わせるのは、すごく難しいですよ。やらなければ夕張みたいになってしまうよと言われて、そうだなと思うのはすごく皆思うと思うのですよ。だけど別に自分がやらなくてもほかの人がやってくれる

でしょうみたいなスタンスがあると。

(E 委員)

それは100人に聞いて、1人か2人、よしやろうという人ができてくれればいいわけなのです。

(H 委員)

何かこの条例は、もしできたとしても、結構主体性がすごく必要で、誰かがアクションを起こしたらそれをこの条例では支援しますよみたいな感じだから、結局このアクションを起こす人が動かないと結局生きてこないような気がするのです。だから、何か無関心層とかあまり自分が意味ないのではないかと思っている人たちは結局、アクションを起こす段階にきていないからこれがまだ生きてこないのだなという。やっぱりこういう仕組みを盛り込むのが大事だと最初のほうで関谷先生もおっしゃっていたのですけれども、そういうのはなんだろうなと思ったときに、新聞社で働いているのですけれども、アルバイトで。そこではツイッターでこれはあまりいえないのですけれども、あれとかちょっとまずいのですけれども、役割を決めて今日は誰が担当という感じで、ツイッターで告げるのですよね、強制的に。だからそういう発信をせざるを得ないような状況で、関心をもってもらおうという感じにしているのですけれども、ホームページを見てもいっさいそういう互換性のある市民との会話もないし、あまりこうほかのホームページ、今はもう珍しいくらいあまり見えて面白くないホームページではないですか。そういうところから変えていかないとまずいかなというふうに思います。

(E 委員)

今Hさんが言ったように、確かに誰かが仕掛けていけば応援するよというようなことはあるから、その誰かというのが地域リーダーであったり、NPOであったり、地域のリーダー。そういう人が大勢でてきてくれるのが一番いいのだけれども、そういう人を作らなくてはいけないと思うのですよ。今、どこが主催なのかは知らないけれど、ファシリテーター養成講座、あまりよく知らないから間違っていたらごめんなさいな

のだけれども、私はファシリテーターの前に、ファシリテーションというのがそういう地域リーダーをつくることではないですからね、地域リーダーがいて、ある目的に沿ってまとめていくのがファシリテーションですから、その前に地域リーダーをつくるような、なんか養成講座みたいなものがないのかなと。そうするとHさんも言った誰かやってくれるという人が、1人か2人、3人、4人とでてくるようなことに繋がるのかなと。だから地域リーダーづくり、地域リーダーという言葉があまりよくないけれど、そういうことが必要なのではないかと思いますね。

(G 委員)

それが含まれたのがこれになったのですね。そういう言葉で話されるとすごく私たちは理解ができて、身近に感じるのですよね。今お二人の話を聞いていて初めておっしゃっている意味がなんとなくわかって、理解ができたというか、いつもの議論では全く私は理解できないものから。

(J 委員)

明日のことも意識しているのですよ。というのは明日やっぱりいろんな聞き方されるのではないかという、こちらの、ここで話したことばかりのレベルでその言葉でもって、そういう発信もするのでしょうかけれども、そんなことではよくわからないと、やっぱり今自分たちの生活することから発したときに、これってどんな役割なのというそんな素朴な疑問でいわれたときに、どういう説明をしなければいけないか、どういうふうに話かけなければいけないのかという役割もわれわれはもっているのかなとね。

(E 委員)

逆に、たとえ話みたいなものを入れられないと身近にならないのです。さっきいった夕張になってしまったらどうするのですか。流山市だけみたいなことだけれど、千葉県では4つだけが安泰で、あとは全部夕張予備軍だといわれている。4つはどこかといえば、成田と浦安と袖ヶ浦と市原の4つだけで、あとは皆夕張予備軍といわれている。そういう話を

するとより身近になるのです。

(J 委員)

参加という部分で非常にいいように見える部分と参加した結果、例えば行政に対してもいろんなことを知っておくと、本当に逆に一緒になって心配しなければならないことが出てくるかもしれないですね。この間も私も関心高くなればなるほど思ったのですけれども、非常に例えば市長がきれいな、うまく財政でやっていますとっているけれども、市長は市長の役割でもって皆に不安感を与えてはいけないと思って、流山市の財政は、こういうポジションにいますよと、全国の800いくつのうち何番目ですよという話をしてくる、そういうことは大事なことのだけれども、よくよくみていくと借金いくらあるのという話でね、相当何か借金800億とか900億とか借金していると、一般会計と合わせたって700億くらいなのに、片一方で借金800億、900億あってそんな実態も抱えていると。さらにその借金を返せるような順調な見通しが立つのかといたら、今流山市には、例えば建物を、先ほどのURの話ではないですけれども、40年前につくったものとかどんどん耐震を小学校を中心にいろいろやっているのかもわからないけれども、実際にもうもたない建物が相当老朽化したものがあると、それをつくりかえなければならぬ、その費用は全然用意していなかったとか、それはもうこれから計画立ててやっていかなくては、となっても優先順位が必要でしょう。片方でもってこれが足りない、あれが足りない、住みやすくするためにはこういうことが必要だ、ああいうことが必要だというふうに、皆ワーワーいっている。そこをかいくぐってうまくやっていくというのが行政なのだろうということになるわけでしょう。だからそういうようなことも本当に市民の目でもって、今度はやっぱり自分たちでそれは優先順位をちゃんと本当に共有して、それでもって共通の意識をもってやっぱりこのことが大事ですよ、ということを代弁してやってくれるのは誰だと思ったら、それが議員なのか、あるいは行政のセクションなのかということも市民からみていなくてはいけないことになる。だからそんなようなことで、常にそういうことを求めていくときに、何がやっぱり捌く、あるいは何によってきちんと整理されるのかというとき

に、それが自治基本条例であり、市民参加条例であるというもので、われわれはもっていないと、それこそ流山市民がただワーワーいってどうしようもなくなってしまう。ただでさえ財政が厳しいのにそれに市民も何か思うところがあったり、言い合っていて、まとまらない市だと。とてもじゃないけれど住んでいられないというようなことでは困りますから、こんなことをやりましょうということになるのかなと。

(E 委員)

これもうがった見方かもしれないけれど、やっぱり自治基本条例にしても、市民参加条例にしても、市民自治というね、住民自治というか、これがやっぱり理念、根っこにあると思うのですね。それを実現させるための策定だと思うのですけれども、それが大事、一番大事なのです。でも片一方、流山市は、今、相当、アウトソーシング、指定管理、業務委託をほとんど公の施設は全部やりましたよ。これはかなり先進的だと思うのですよ、全国的にみても。だから今のところは視察にくるのですよ。そういうものをよく市の様子からこうやってよく見てみると、本音はやっぱり財政再建ですよ。市民自治ということはあるかもしれない、それはいいことなのですよ、悪いとは思っていないけれども、やっぱり本音は、かなりの部分が財政の健全化なのですよ。今はまだつくばエクスプレスができたので、若い30代の子育て世代が増えてきて、人口が増えてきているけれども、いつまでもそうはいかないですからね。税収もどんどん減ってきますよ。

(J 委員)

財政ともう1つは業務ですね。実際に行政を行うには当然職員の人たちが中心となって、行政に担いでもらっているわけだけれども、その部分の職員の問題があって、現実には今減っているわけでしょう。減らざるを得ないという。人手がないということは、逆に市民がその部分を一緒になってやっていかないと、自分たちのまちというか、市政というのは守れないというそういったところをきちんと理解していかなければいけないというのがあると思いますね。

(E 委員)

おそらくHさんやFさんに、われわれが、ここにいるわれわれがお世話にならなくてはならない時代がきますよ、もう数年で。おんぶしてっという時がね。

(委員長)

財政の問題とか自治基本条例の理解というのはあるのでしょうかけれども、実は私がこういう市の委員会とかあるいは町会とかやっているというのは、要は自分がその楽しいからなのですね。特に役割を見出してやっていると楽しいからやっている、それでほかの人のそういう楽しさを味わえることができるのではないかということなのですね。考え方、見方次第で本当に押し付けられると不愉快だけれども、自分でその役割を発見してやると結構楽しくなるなど、それで何かやるとそこからだんだん関心が芽生えてきて、それが市民参加に繋がっていく。そういったことを片一方でやっておかないと市の財政の状況であるとか、この条例概念を決めたのだからこれをつくっていかなければというようなことで、やっていくとなかなか一部の方の問題意識は高くなっても、底辺といえますか、幅広くいろいろ得られていけないのではないかと。幅広く広げていくためにはそういう何か楽しさを含んだ何か関心をもつということが大事ではないかなと私自身は思っているので、楽しくやらせていただいていると。

(G 委員)

私たちがずっとやってきたコミュニティ部会の中で議論したのが、結局市民参加条例の、そこをずっといっていたわけなのですね。そこで意識をもつことによって、もっともしかしたら1つの本当に私たちがやっているようなボランティアの中から行政への参加も意識が向いてくれば、強制ではなくて、意識が向いてきたら自主的にという方向にこのコミュニティをもってきましょうということをずっとコミュニティ部会は話してきたのですけれども、文章にするのはすごく難しいのですよね。コミュニティというのは。思いが、何というか、いつもコロコロ文章が変わってしまう、思いを込めても、だから、それぞれの参加しやすい部署か

ら入っていくことによって、そこからもっと上を目指す人が出てきて、そういう人がリーダー的な役になって、新たにというふうなことができるというなという思いで私はここに参加したのですけれども、大変難しかったのですけれども。それが、今Bさんがおっしゃったことが基本にあっても、ちょっと底辺の人も参加が少し減ってくるということで。

(E 委員)

なかなかBさんのようにこういうところが楽しいというね、価値観の人があまりいないのですよ。それをどうやって増やすか、なぜ少ないのか、やれば結構面白いこともあると思うのですけれどもね。好きだということはもちろん大事な要素だと思うのだけれども、それだけでもないと思うけれど、ただそういう人が少ない。ただそういった人たちに声をかけると、時間がどうのとかあるのだけれども、集まってはくれるのですよね。捨てたものではないと思うのです。だから、Hさんが心配しているように、そういう人が大勢いなくてもよいのです。10人いると1000人くらい集められるくらいの力をもつと思うのでね。だから、10人の中の1人にぜひなってください。

(委員長)

Fさん、何かご意見。

(F 委員)

自分も今大学のほうでボランティアをやっているのですけれども、周りに声をかけても、やっぱり自分の時間がとられるのが嫌だというような感じで、ちょっと今回はというふうに断られるのが多いので、そういうのを自分の時間だけではなくて、もうちょっと周りを見られるようにしたほうがいいかなと、もう少し考えたほうがいいのかなと思いますね。

(H 委員)

優先順位が多分前にこないと思います。時間の余裕もないとあれだし。知らないから関心もないし、結構知識が増えると楽しくなるではないですか。

(E 委員)

もっといろいろな経験をされると、いろいろなことに気づかれると思うのだけれども。やっぱり、人間はだれでも自分が一番かわいいのですね、集合写真で、まず自分を見ますよね。だけど自分が一番かわいい、かわいいということですからすべてが終わってしまうと、やはりあまりよい世の中にはならないので、やはり誰かに何かをしてあげて、例えば防犯のパトロールをしてあげて、時たま「おじさん、ご苦労さん」なんて、小学生の子どももいうわけですよ。そういうのをいわれるとすごく嬉しいですよ。そういう二人が喜ぶ世界が、仏教の教えにあるらしいのだけれども、二人が喜ぶ世界を実現すると、自分も嬉しくなるし、相手も嬉しくなる。ボランティアなんてまさにそれですね。代償も求めないけれども、すごく嬉しくなる。そういう価値観であるといいなと思うのだけれども。

(G 委員)

こういうものができることによって、そういう人が一歩前に踏み出したときにこういうところにいつか入ってきて、一緒にやってくれると、すごくいいなと思うのですけれども。皆こういうものを文章で、今回参加してくださいという、私のやっている子育てのボランティアの1人は、「えー、何の話？」となって、そこから始まってしまうのですよね。だから今私がやっていることは楽しいから、それでいいのではないかというその一歩が入るときにここが入りやすい世界だったら、一歩出てくれるかなと。一言ずつから始まっていかないのかなという。

(委員長)

Tさん、突然ですが何か御意見ありますか。毎回出られてずっと聴かれていますか。

(Tさん)

やっぱりこうやって傍聴をしていると、市民参加ということがだんだん身近に感じるようになってきて、こういうふうに毎回いろいろつくってきてくださっているの、意味とかもわかるようになってきて楽しい

なというふうに思いました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。傍聴人の方、何かご意見は。

(傍聴人)

ありがとうございます。この職員との意見交換会の裏のアンケートの中に、1番、行政への市民参加骨子案というもので、この骨子案というのは、もうあるわけですね。

(委員長)

はい、今まで議論してきた積み重ねです。これが骨子案というのは、黄色のお手元にあるこれが骨子案をまとめたものです。

(E委員)

骨子案の原稿です。

(委員長)

これともう1つ今まで議論を積み重ねてきた意見の…

(傍聴人)

このところの2番目にコミュニティへの市民参加骨子案とありますが、そうするとこの中の…

(委員長)

それをまとめたものがこれなのです。

(傍聴人)

はい、わかりました。私は流山市の総合計画とか、それから都市計画マスタープランとか、100人、200人とかで自治基本条例にしても参加してきて、15年間くらいですけれども、こういうものが感じたことをやっけていまして、自治基本条例もあとどういふふうで育てていくの

だろうかという仲間がいて、中で市民参加条例ができるということ、これは市の職員のほうから聞いていましたけれども、そういうのでだいぶ会議がすすんでいると。どうも職員の方もそうだし、委員の方たちも本当に市民自治とか御理解していらっしゃるのだろうとかいうのも聞いていたのですけれども、今日初めてこの場へ来させていただいて、かなり御理解いただいている、いい条例ができるのだなという感触を得ましたね。

それから、先生がつくられた資料の中でしたけれども、あるいはどなたかの話の中でもありましたけれども、「ものを申す」ということがちょっと出たのですけれども、なかなかものはいえないという世間体なのか、組織とか会社なのか、職場なのかわかりませんが、そういうところで自由にものがいえるようなそういう社会を私たちは目指していかなければならないときにこういう条例ができるということで、やはりこの23ページかな、参加官僚の不在が市民の関心をおさえこんでいる、この悪循環ですね、こういう状況というものを少しずつほぐしていかなければならないというふうに、やっぱりこういう条例ができて、自由にものがやはり行き交うこと、これが大事なのだと思いますけれども、いろいろなところで、先週の議会の方たちが流山市の議会ではこんなことをやっていますとかいう話の報告会みたいなものがありましたけれども、どうも見てみると大変な権限というか権威なのかね、そんなものをもっていたってどうしようもないよというのだけれども、どうしてもそういうことになっていってしまう。この場でもそうだし、委員を引き受けられたということは1つのすごい権威なのですよね。権威が怖いからという形ではないものを目指していただきたいと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。最後に先生のお話をちょっと聞きたいと思うのですけれども、何かほかに意見ありませんか。では、関谷先生。

(関谷先生)

本当に皆さんのおっしゃるとおりですので、改めて私のほうからとい

うこともありませんけれども、やっぱりこの条例を通じていろんな可能性が開かれていく、先ほどこれをどう解釈して運用していくのかということをお願いしましたけれども、やっぱりそれを考える。何をもったら市民自治なのか何をもっての市民参加なのかという理解を多様でもいいと思うのですよね。だからもちろん原理、原則の部分からあると思うのですけれども、何をもっての市民自治なのかというのはこれが市民自治だと断定できるようなものというものは、むしろないといっても過言ではないくらい、いろんな要素がありうるのですね、ですからそういうものであるわけですから、それをどういうふうにそれぞれが自分なりに受け止めて自分なりに考え、実践していけるかどうか、その裾野を開いていけるかどうかということがやっぱり大事だし、先ほど具体例が大事だとおっしゃってましたが、全くそのとおりであって、だからこういったものを広めていくためにはその方々つまりいろいろな市民の方々が自分なりに思っている関心とか、問題点であるとか、そういったものに即して市民参加へ考えるとそれはこういうふうに考えられるのですよということ、やっぱりちょっとでもアドバイスなり、イメージを膨らませてあげるといいますかね、そういうものが少しずつこうしていけるようになると、だいぶ変わってくると思うのですね。先ほども市民参加条例の話はわからないというふうに言う方も少なくないと思うのですけれども、例えば子育て支援をやっている方であれば、その子育ての中で、市民参加というのはこういうことが可能になる、こういうふうにかかれる、こういうことが克服されているのですよというふうにその相手に即して話をしていけるか、これは今後もちろん条例づくりのプロセスもそうですけれども、条例ができたあとも要所要所でそのことを告げる、確認し合って話し合っていく、イメージを膨らませる、これはもう本当に小さなことから積み重ねてやっていくしかないことだと思いますけれども、そういうものは意識してやっていけるかどうか、というのがやっぱりこの意識の持ちよう、あるいはその行動の仕方として、非常に大事になってきますし、かたやそれを可能にさせるためには、そういう環境を同時に整えていく、仕組みを整えていくという、その情報の共有1つとってもそうですからね。それはもうルーティン化するなり、あるいは何かの仕組みをつくるなりして、もちろん客観的に整えなくてはいけな

いものは客観的に整えなければいけない、そういう個々の働きと客観的な環境を整えていくという両方が、どっちが先なのかという問題ではなくて、両方必要なわけですね。それをやっぱりどう今後詰めていけるかどうか。この条例も今後最終的に詰めていく中で、その辺の形をとにかく開いていけるようないろんな、それは個人の発言という意味でも団体の行動という意味でも、いろんな意味でもとにかく開いていけるようなそういう条例になっていけばいいのか、明日の意見交換会もぜひそういうふうイメージを膨らませる、そういう話がいろいろできればなというふうに思います。

(委員長)

ありがとうございました。今日はいつもと違って何か明日に向けて、市民参加条例についての共有がかなりすすめられたのではないかなというふうに思います。明日はしっかりそれぞれの役割を果たしてがんばっていきたいと思います。たくさんの市民からの意見が集まるような場にしていければいいなど。

最後に事務局のほうから今後何か連絡事項というのはありますか。明日朝9時集合という以外になにかあれば。いいですか。

それでは、ちょうど9時になりましたので今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(事務局・須郷)

明日車で来られる方もいらっしゃるかと思うのですが、ちょっと今庁舎の解体工事をやっていますので、狭いのでかなり人数がくるのかなと、皆さんもいろいろ配っていただいたので。皆さんの中で車で来る方はケアセンターの横に市役所の立体駐車場があると思うのですが、その1階に、8時半にあけておきますので、1階に止めてください。こちらのほうで申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

(閉 会)